

報告第6号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年5月10日

つくば市長 市原 健一

専決処分第10号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年4月19日

つくば市長 市 原 健 一

和解について

公務中における公用車の事故に関し、次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成23年12月13日 午後1時30分頃

2 事故発生の場所

つくば市千現2丁目1番地1先の県道

3 相手方

(1) 住所 鹿嶋市 [REDACTED]

(2) 氏名 [REDACTED]

4 事故の概要

公用車で右折のため交差点に進入した際、反対車線から直進してきた相手方車両が交差点で停止し、Uターンしようとしたため、相手方車両に衝突され、右側前部を損傷した。

5 和解の概要

- (1) 相手方は、つくば市に対し、金7,140円を支払う。
- (2) つくば市は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。